

「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正（新規制定）に対する意見募集の結果について

令和２年７月８日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

令和２年５月１５日付けで、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正（新規制定）に対する意見募集を行いましたところ、３件の御意見をいただきました。

寄せられた御意見と、これに対する考え方をとりまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも製品安全行政にご理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．意見募集の実施方法

募集期間：令和２年５月１５日から令和２年６月１５日

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載

意見提出方法：電子メール、郵送及びFAX

２．意見募集の結果

意見提出数：３件

３．御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

<連絡先>

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-4707（直通）

FAX：03-3501-6201

御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>(意見 1-1)</p> <p>「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」一般ガスこんろ 31(2) 又</p> <p><意見内容></p> <p>「又 炎に触れることができるものにあつては、遠隔操作機構の操作によって、<u>操作ができないこと。</u>」 となっていますが、「・・・<u>点火操作</u>ができないこと。」への変更を検討お願いします。</p>	<p>(回答 1-1)</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、修正させていただきます。</p>
	<p>(意見 1-2)</p> <p>「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一般ガスこんろ、「ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)」のガスこんろ(備考) 32について</p> <p><意見内容></p> <p>「(備考) 32について」において「容易に消火操作又は火力調整が行えないもの」とは、以下に掲げる機能によって遠隔操作を行う以外に、遠隔操作が行えないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者がガス用品から離れた場合、使用者の位置情報等を検知し、自動的に消火する。 ・使用者が調理継続できない状態になったことを検知し、自動的に消火する。 <p>となっていますが、機能については上記の2点のみでなく安全が確保される仕組みであれば認める柔軟な対応をお願いします。</p>	<p>(回答 1-2)</p> <p>今後の開発の中で、安全性が確保される仕組みが確認できれば、本通達の見直し等も含め、検討させていただきます。</p>
	<p>(意見 1-3)</p> <p>「ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)」ガスこんろ 32</p> <p><意見内容></p> <p>修正前:「32 遠隔操作機構を有するものにあつては、容易に消火操作又は火力調整(遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く。)が行えないものであること。」</p> <p>修正後:「32 遠隔操作機構を有するものにあつては、<u>使用者が遠隔操作によって容易に消火操作又は火力調整(遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く。)</u>が行えないものであること。」</p> <p>上記内容の変更を検討お願いします。</p>	<p>(回答 1-3)</p> <p>頂いた御意見につきましては、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の規定が「ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)」の規定と整合が取れていないとのことですが、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」</p>

		<p>に誤りがありましたので、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の規定に合わせて修正させていただきます。</p> <p>従いまして、修正前の規定とさせていただきます。</p>
<p>(意見 1-4)</p> <p>「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一般ガスこんろ、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」のガスこんろ（備考）31について（2）（4）</p> <p><意見内容></p> <p>（2）「～コマンドによって、液化石油ガス器具等（ガス用品）を制御する動作をいう。」</p> <p>（4）「～離れた位置で液化石油ガス器具等（ガス用品）を運転するための仕組みをいう。」</p> <p>上記の（2）に記載の「制御」と上記（4）に記載の「運転」の定義として、下記の内容として解釈してよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「制御」：電源のオン/オフ、点火/消火、火力調整、およびその他設定の動作全般を指す。 ・「運転」：電源オン/オフを指す。 <p>となっておりますが、「・・・点火操作ができないこと。」への変更を検討お願いします。</p>	<p>(回答 1-4)</p> <p>「制御」、「運転」とも、電源のオン/オフの他、点火/消火、火力調整等を含めた動作全般を示しております。</p>	
	<p>(意見 1-5)</p> <p>「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」のガス栓 34 遠隔操作機構を有しないものであること。</p> <p><意見内容></p> <p>追加記載しない。</p>	<p>(回答 1-5)</p> <p>ガス栓については、対象となる製品が当面見込まれないが、危険な製品が流通することを避けるため禁止としております。</p> <p>今後、製品開発が進められた場合に、安全性が確保される仕組みが確認できれば、通達の見直し等についても検討させていただきます。</p>
<p>2</p>	<p>「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一般ガスこんろ、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」のガスこんろ</p> <p>31（4）「遠隔操作機構」とは、ガス用品本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをい</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の開発の中で、安全性が確保される仕組みが確認できれば、通達の見</p>

<p>う。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用も含まれる。</p> <p><意見内容></p> <p>政府が進める Society5.0 を具現化するためにも、国際競争力を維持するうえでも、ガス機器を IoT 対応させていくことは極めて重要です。しかるに上記の原案では、製品安全基準を満たしている機器が、緊急地震速報による通知を受けて、IoT を介して自動的に火を消す機能すらも、「遠隔操作機能」の範疇に入れ、その使用を禁止してしまうこととなります。現行のガス機器の多くは、加速度を感知してから消火する機構を搭載しております。この機構に加えて、緊急地震速報からの通報で、揺れがくる 5 秒から 60 秒前に消火する機能が加わることは、地震時におけるガス機器の安全性をより高めることとなります。こうした IoT による機能付加は、加速度感知による安全機構は全く影響を受けることはありません。</p> <p>改正案文の定義によれば、「従前の機能に全く影響なく、付加的により安全にするための措置」、「Society5.0 を推進する措置」が、排除されてしまうこととなります。</p> <p>これは、消費者保護の観点からみても、防災向上の観点みても、イノベーション推進という観点から見ても、国際競争力の維持という観点からみても損失大です。「従来機能に影響なく IoT により付加される機能」が排除されないように改正案を修正すべきことを意見具申します。</p>	<p>直し等についても検討させていただきます。</p> <p>なお、本技術基準につきましては、新技術等に対応するため、平成 28 年 4 月より性能規定化されており、本通達も例示基準となっております。</p>
<p>3 ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）「備考」の [ガスこんろ] の「32 について」（新旧対照表 P31）</p> <p><意見内容></p> <p>容易に消火操作又は火力調整が行えないものとして、2 項目が例記されているが、テクノロジーが急速に進歩していく現代において、例示のユースケースに留めてしまうと、より安全かつ確実な技術が世に出た際に法令が要因となり普及に遅れが生じる可能性が高い。</p> <p>このようなことを回避するため、例示はあくまで例示であり、それ以外の実現方法についても許諾できる余地を残しておくべきではないか。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の開発の中で、安全性が確保される仕組みが確認できれば、通達の見直し等についても検討させていただきます。</p> <p>なお、本技術基準につきましては、新技術等に対応するため、平成 28 年 4 月より性能規定化されており、本通達も例示基準となっております。</p>